

議事録

(令和2年度の要員確保に関する申し入れ)
[大阪市職員労働組合鶴見区役所支部・団体交渉]

日 時 令和2年3月26日(木曜日) 17時45分から 18時05分

場 所 鶴見区役所4階 402会議室

出席者 所属 安部総務課長 西久保係長

組合 中村支部長 當麻副支部長 松本書記長

(組合①)

支部は、10月30日、所属に対し、「2020年度要員確保に」についての申し入れを行い、業務執行体制の改編に伴う職員の勤務労働条件の変更については交渉事項であるので、誠意を持って対応するよう求めるとともに、これまでの経過を踏まえた市民サービスや「仕事と人」の関係に基づいた次年度要員の確保についての考え方を明らかにするよう求めてきたところである。

以降、事務折衝等を通じて、協議を行ってきたところであるが、そうしたことを踏まえ、本日については、次年度の適正な業務執行体制の確保にかかわる所属の回答を求める。

(所属①)

令和2年度における業務執行体制の改編等に関わる勤務労働条件について、去る10月30日に申入れをお受けしたところである。

その際にも申し上げたところではあるが、本市では、厳しい財政状況のもと、市政のあらゆる面から抜本的な改革を進め、財政再建に向けた取組を行ってきた。

また、平成24年7月に策定した「市政改革プラン」等において、歳入の確保、施策や事業の聖域なきゼロベースの見直し、徹底したムダの排除などに取り組み、収入の範囲で予算を編成することを基本とする規律ある財政運営を進めてきた。

しかしながら、「令和2年度 市政運営の基本的な考え方」においても、本市財政は、人件費や投資的・臨時的経費の抑制を図ってきているものの、最も税収が多かった平成8年度決算と比較すると、税収が1割以上減少する一方で、生活保護費等の扶助費は約2.5倍、市債の償還のための公債費は約2倍に増嵩するなど、義務的な経費が高い伸びを示し、依然として厳しいとされている。引き続きスリムで効率的な業務執行体制をめざしつつ、ますます複雑・多様化する市民ニーズや地域社会の課題に的確に対応するためには、組織全体として業務執行の一層の効率化が欠かせないことから、これまで以上に、施策・事業の再構築等の取組とともに、事務の簡素化による見直しや委託化等によって、真に必要な市民サービスの低下をきたさず、業務内容・業務量に見合った業務執行体制を構築し

なければならないと考えている。

事務事業の再構築にかかる施策の企画・立案、それに対応する業務執行体制の改編などの管理運営事項については、職制が自らの判断と責任において行うものであるが、それによって職員の勤務労働条件に変更が生じる場合については、交渉事項として誠意をもって対応させていただきたいと考えているので、よろしくお願ひしたい。

それでは、この間の申し入れ項目に対する回答を含め、令和2年度の業務執行体制にかかる所属の考え方を申し上げるので、何卒よろしくお願ひしたい。

まず、令和2年度の組織体制については、平成30年度に実施した組織再編に沿った体制を基本とし、退職による補充についても行ってまいりたい。

令和2年度から実施する児童虐待防止対策の充実について、「重大な虐待ゼロ」に向け当区の取り組みとして「就学前こどもサポートネット事業」を実施することとしており、会計年度任用職員を配置して体制整備を図ってまいりたい。また、子育て支援担当においては、こどもサポートネットの全区展開にかかるこどもサポート推進員の配置、4歳児訪問事業にかかる保健師の配置についても行ってまいりたい。

また、経済戦略局によりマイナポイントを活用した消費活性化策に関わって、令和2年1月からマイキーID設定ブースの設置を行っているところであるが、マイナンバー普及に向けた体制整備として令和2年度に住民情報担当に会計年度任用職員を配置してまいりたい。

超過勤務に関してであるが、適切な時間外勤務の執行管理はもちろん、長時間にわたる時間外勤務は、職員の健康保持・増進に悪影響を及ぼすばかりでなく、ワーク・ライフ・バランスの観点からも、日常的に効率的な業務の進行管理に十分に努め、時間外勤務を必要最小限にとどめるよう、職員の時間外勤務の状況の把握とあわせて、引き続き、縮減に向けた取組を全庁的に行ってまいりたい。

法令などにより要員の基準が定められている職場に関わって生活保護職場や福祉五法関連職場にかかる勤務労働条件については、本市全体に関わる課題でもあり、所属単独での対応は困難であると考えが、引き続き、業務内容や業務量に見合った業務執行体制を構築してまいりたい。当区においては、高齢ケース数の増加に関わって、生活保護現業員の配置とともに、査察指導員体制についても整備を図ってまいりたい。また、被保護高齢世帯に対する支援体制についても、これまでの高齢者世帯担当の嘱託職員の「訪問調査等担当」の業務を一部変更し、高齢訪問の会計年度任用職員と新たに「支援プログラム」を担う会計年度任用職員を設置することとしているところであり、責任ある実施体制の構築に努めてまいりたい。

保健師や栄養士などの免許職員等については、それぞれの業務で、その専門性を生かした職務執行を行っていることを認識している。今後も各職場実態の把握に努めながら職員配置等について関係局との協議を図ってまいりたい。

4条任期付職員については、市全体に関わる課題でもあり、所属単独での対応は困難であると考え、市民サービスが低下しないよう関係局と連携を図ってまいりたい。

「会計年度任用職員」については、関係局とも調整を行いながら、適切な運用を図ってまいりたい。

大規模災害に対する対応については、引き続き、所管局と連携を図りながら、適正な業務執行体制を確保してまいりたい。

この間、各区においては、市政改革の大きな柱である、「ニア・イズ・ベターの徹底」という基本原則のもと、地域課題の複雑化、多様化、深刻化に伴う対応や、各種法改正等への対応、そして分権型教育行政の推進等、区役所の機能強化による「新たな価値」を構築し、区民サービスの更なる向上に取り組んできた。

一方、区長のリーダーシップのもと効率・効果的な組織マネジメントによる事業・業務の効率化に努めることで、区の特徴を活かした施策・事業の推進と同時に、市政改革プラン2.0で掲げる職員削減目標の達成や、新規業務に必要な執行体制の確保に向けた全市的な要請にこたえてきたところであり、令和2年度に向けた人員マネジメントとして、各所属において1%の見直し（シーリング）が求められており、当区においては総務課教育担当において1名の見直しを行ってまいりたい。

一方で、区役所においては、引き続き区内における安全・安心や子育て支援、教育、保健・福祉、まちの魅力向上など、それぞれの区の実情や特性に応じた施策を進めると同時に、区民サービスの向上と効率的な区政運営に努めることで、区役所のさらなる機能強化に取り組む必要があり、一律に人員の削減を行えば業務執行に支障が生じ、ひいては区民サービスに影響することが懸念されたことから、人員配置に向けては、各区からの具体的な要望に対する配慮を求め、結果的に、一律の見直しの対象となった人員についての再配置を要望してきたところである。

次年度に向けた市全体の人員マネジメントにおいても、区政の充実支援のための業務執行体制の確保の観点から、昨年度に引き続き、1名の増員を要望しているところであり、福祉5法部門とりわけ子育て支援部門への配置を行ってまいりたいと考えているところである。

区長会議の「各区役所の職員配置数について（提言）」について、当区は現状維持区となっているものの、最初に申しあげたとおり、これまで以上に、施策・事業の再構築等の取組とともに、事務の簡素化による見直しや委託化等によって、必要な業務執行体制を構築しなければならないと考えているので、よろしくお願ひしたい。

いずれにしても、管理運営事項については、職制が自らの判断と責任において実施していくものであるが、職員の勤務労働条件に変更が生じる事項については、誠意を持って対応してまいりたい。

（組合②）

今、所属から、来年度の「業務執行体制の確保」に向けた考え方が示されたが、支部はこの間組合員への聞き取りなど実施しており、それも踏まえて何点か指摘しておきたい。

2020年4月から新たに設置される「会計年度任用職員」については、関係局と調整を行いながら、適切な運用を図っていくとのことであるが、今後は本務職員と同等の労務管理（目標管理・健康診断等）が求められることとなり、これまで事業担当である他局が担っていた分（生活保護担当の嘱託職員等）も含めて対応することとなることから、人事担当等での業務負担が増加することが予想されている。所属として実態を把握しつつ、体制整備を含めて責任ある対応を求めておく。

2020年度は、10月1日を基準にして実施される国勢調査の実施年度となっている。前回の国勢調査から5年が経過し、この間の人事異動等により、国勢調査事務の経験がある職員が減少しているが、国勢調査の対応について、経常業務に支障をきたすことのないよう所属の責任ある対応を求めておく。

選挙事務についてであるが、選挙事務は経験からなる正確さが必要とされる、しかし、そういった経験のある職員が減少してきているのが現状であり、今後、責任ある選挙執行体制が構築できるのか疑問が残るが、選挙執行体制に係る所属としての考え方を示されたい。また、選挙事務のうち、期日前投票事務については窓口サービス課、立会演説会関連事務は総務課教育担当、選挙運動用ポスター掲示場の管理は市民協働課が受け持つこととなっている。選挙事務は区総体としての業務であることは重々認識しているが、それぞれの課の経常業務に支障をきたすことのないよう所属の責任ある対応を求めておく。

再度の「住民投票」が今秋に実施されることも濃厚となっているが、実際に実施された場合、国勢調査事務と選挙事務が重なることが考えられることから、現場混乱を生じさせ

ることのないような対応が必要である。現時点での執行体制構築に係る所属としての考え方を示されたい。

新型コロナウイルス感染症に関して、感染のリスクがある中、現場で対応する職員が安心して従事できるように、労働条件の確保や十分に対応できる体制づくりなど、所属の責任ある体制を求めておく。また、職員が感染した場合、感染した職員などが勤務できない状況になることによる人員不足、庁舎内消毒による区役所の閉鎖など、さまざまな影響が想定されるが、その場合であっても区民サービスに影響をきたさない体制づくりが必要である。現時点での所属の考え方を示されたい。それにより、勤務労働条件に影響を及ぼす場合は、十分な交渉・協議を求めていきたい。

最後に、メンタルヘルスの課題であるが、メンタル不調発生率の高い職場は、民間では優良な組織とは言えないものと認識しており、公務職場も例外でないと考える。良質な公共サービスの担い手は人であり、安全衛生委員会等を通じた実効性のある取り組みを模索するのはもちろんのこと“働く人”を大切にす職場風土づくりに向けた所属の責任ある対応を強く求めておく。

以上、支部の考え方を述べたが所属の現時点での考え方を示されたい。

(所属②)

ただ今、組合側から数点にわたる指摘を受けたところである。

会計年度任用職員の導入にかかる事務については、勤怠管理や給与支給については総務事務システムを介して行うこととなることから、事務軽減につながる部分もあると認識している。

国勢調査や住民投票については、実施方法等について詳細が明らかになれば、関係局とも連携しながら所属の責任において、必要な執行体制を構築しなければならないと考えている。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応については、職員への注意喚起はもとより、手指消毒液やペーパータオルの設置、待合ロビーでの注意喚起など、所属における感染症対策や、時差勤務の特例導入や特別休暇の付与なども実施しているところである。加えて職員に感染者が発生した場合の対応についても、区長会や所属において検討を行っており、職員や来庁者の安全確保はもとより、必要な市民サービスに支障をきたさないよう取り組んでまいりたい。

メンタルヘルスについては、ストレス調査の結果等を踏まえ、職場状況等を把握し各種研修の実施など職員安全衛生委員会・産業医とも連携しながら取り組むとともに、風通しの良い職場づくりに努めてまいりたい。

いずれにしても、事務事業の実施やそれに対応する業務執行体制の改編などの管理運営事項については、職制が自らの判断と責任において実施していくものであるが、職員の勤務労働条件に変更が生じる事項については、誠意を持って対応してまいりたい。

(支部③)

現時点での所属の考え方が示された。

この間、要員課題については、労働組合にとって厳しい内容であっても「仕事と人」の関係整理を基本に、真摯な労使交渉・協議を通じ事務事業の見直しも含めて労使決着を行ってきたところである。従って「事務事業の再構築にかかる施策の企画・立案とそれに対応する業務執行体制の改編については、管理運営事項であり交渉事項ではない」としている所属の姿勢については、我々として納得出来るものではない。

そのうえで、本日の所属回答は単に執行体制構築にかかる「結果」について述べられたのみであり「適切な仕事と人の関係を精緻に検証・検討し、必要な要員を配置」するために支部・所属で判断に至る十分な情報提供や協議が行われたとは言い難い。しかしながら、新年度が目前に迫り、本日の回答が所属としての最終回答であるとするならば、一旦受け止めることとする。

繰り返すが、現場における業務執行をスムーズに進めるためには、労使による十分な意思疎通が前提である。また、職場における業務の遂行は、超過勤務の増加や、サービス超勤の上に成り立たせるものでは当然になく、所属として責任ある対応を求めるとともに、支部としても引き続き職員の勤務実態について検証を進めていくこととする。

いずれにしても2020年度要員問題については、引き続き取り組む課題があるものと認識しており、年度当初の勤務労働条件に比べて影響を与える事態が生じた場合は、我々の指摘に対して誠意をもって対応することを強く要請し、本日の交渉を終えることとする。

以 上